

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆さまの安全を第一に考え、以下につきご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会ご出席見合わせをご検討いただき、インターネットまたは書面による議決権行使をご活用ください。
- ・懇談会、お土産およびシャトルバスの運行は取り止めとさせていただきます。

第209期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月22日(火曜日)午前10時

開催場所

大垣フォーラムホテル 3階 雲海の間
岐阜県大垣市万石2丁目31番地

目次

第209期定時株主総会招集ご通知	02
株主総会参考書類	06
第1号議案 剰余金の処分の件	06
第2号議案 取締役8名選任の件	07
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション としての新株予約権に関する具体的内容決定の件	15
ご参考	17
(添付書類)	
事業報告	26
計算書類	49
連結計算書類	51
監査報告書	53



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
また新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている皆さまに、心より
お見舞い申しあげますとともに、一日も早い終息をお祈り申しあげます。

さて、OKB大垣共立銀行の第209期定時株主総会の招集ご通知をお届け
するにあたり、ひとことごあいさつ申しあげます。

2020年度は中期経営計画「一步前へ」の最終年度としてお客さま・地域と
ともに成長できるビジネスモデルの確立を目指し、OKBグループ一丸となって
積極的に業務を展開してまいりました。その結果、“銀行・証券・信託の総合
金融サービス”によるコンサルティング機能の強化など、お客さまの多様な
ニーズにこれまで以上にお応えできる体制を構築することができました。

取り巻く環境は、低金利の長期化や他業態からの金融業への参入に加え、
新型コロナウイルス感染症の拡大や、それに伴う急速なデジタル化の進展
などにより将来の予測が困難になってきています。こうした中、2021年度から
新たな中期経営計画「Let's Do It! ～社員輝き 地域伸びゆく～」をスタート
させました。何でも相談できる“まちのかかりつけ金融機関”としてお客さま
一人ひとりにOne to Oneの付加価値をお届けすることで“お客さまの共感と
感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ”を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きより一層のご支援とご愛顧を賜り
ますようお願い申しあげます。

2021年6月

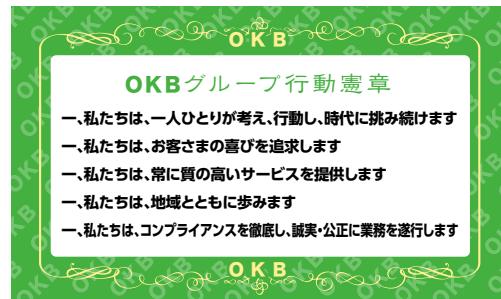
取締役頭取 境 敏 幸

大垣共立銀行は、関連会社を含めたOKBグループとして

「OKBグループ行動憲章」を制定しています。

OKBグループ一人ひとりがOKBの『文化』『伝統』『考え方』を継承し、

“地域と共に”“お客さま目線”を徹底してまいります。



株主各位

岐阜県大垣市郭町3丁目98番地
株式会社 大垣共立銀行
取締役頭取 境 敏 幸

第209期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第209期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができませんので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2021年6月21日(月曜日)午後5時45分までに**議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 **2021年6月22日(火曜日) 午前10時**

2. 場 所 岐阜県大垣市万石2丁目31番地 **大垣フォーラムホテル 3階 雲海の間**

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第209期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
- 第209期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | | | |
|-------|-----------|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 | 第5号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する具体的内容決定の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 | | |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎インターネットまたは書面による議決権行使の方法につきましては、4頁～5頁をご覧ください。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載していません。

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎株主総会当日の様子の一部につきましては、後日当社ウェブサイトにて動画配信いたします。

当社ウェブサイト

<https://www.okb.co.jp/investor/i-top.html>

新型コロナウイルス感染防止への対応

株主総会開催に際し、当社では株主の皆さまの安全を第一に考え、新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応について以下のとおりご案内いたします。

株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、**株主総会へのご出席の見合わせをご検討**いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調不良の方は、**株主総会へのご出席をお控えいただくことを強く推奨**申し上げます。
- ・議決権行使につきましては、インターネットまたは書面による事前行使が可能です（詳細は4頁～5頁をご参照ください）。是非ご活用ください。なお、行使期限は2021年6月21日（月）午後5時45分受付または到着分までです。
- ・会場では株主様への検温を実施させていただきます。発熱や咳の症状がある方など、体調不良と見受けられる方は、**入場をお断りすることがあります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・株主様のお座席は間隔を空けて配置いたします。**満席となった場合はご入場いただけないことがあります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・当日ご出席の際は、消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願い申し上げます。

当社の対応

- ・株主総会の運営スタッフは事前に検温を実施し、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付などの会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の円滑かつ迅速な議事進行により所要時間の短縮に努めます。
- ・**株主様との懇談会、株主総会にご出席の株主様へのお土産および大垣駅からのシャトルバスの運行は取り止め**とさせていただきます。

株主総会当日までの感染拡大の状況などにより、対応を変更する場合があります。当社ウェブサイトに掲載いたします情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」および以下をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法があります。

詳細は5頁をご覧ください

インターネットによる議決権行使



以下のいずれかの方法で行使が可能です。

- ①QRコードを読み取る方法「スマート行使」
- ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- ・書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによるものを有効といたします。
- ・インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ・インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆さまへ 議決権行使の方法として、株式会社CJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用が可能です。

行使期限

2021年6月21日(月)
午後5時45分まで

書面（議決権行使書用紙）の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご投函ください。

第1号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案

- ▶ 賛成の場合 → “賛” を○で囲んでください。
- ▶ 否認する場合 → “否” を○で囲んでください。

第2号議案

- ▶ 全ての候補者に賛成の場合 → “賛” を○で囲んでください。
- ▶ 全ての候補者を否認する場合 → “否” を○で囲んでください。
- ▶ 一部の候補者を否認する場合 → “賛” を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

・各議案につきまして、賛否の記載が無い場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2021年6月21日(月)
午後5時45分到着

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月22日(火)
午前10時

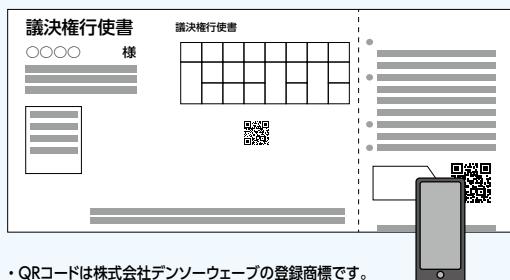
インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2021年6月21日(月)午後5時45分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



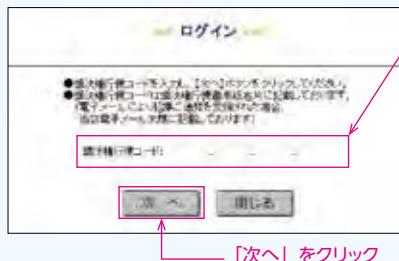
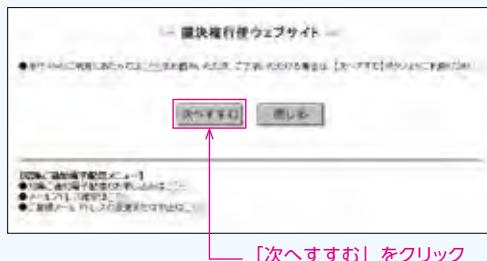
「スマート行使」による議決権行使は1回のみ

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙(裏面)の左片に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
 ・QRコードを再度読み取ると、PC向けサイトへ遷移いたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙(裏面)の左片に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



パスワード変更画面が表示されますので、議決権行使書用紙(裏面)の左片に記載のパスワードを入力し、株主様をご使用になる新しいパスワードに変更してください。

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意事項

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。
- ・パスワードを当社からお尋ねすることはありません。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っていますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号: **0120-768-524** (通話料無料) ご利用時間: 平日午前9時～午後9時

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、長期にわたり安定的な収益基盤を確保するため内部留保の充実に努めるとともに継続的な安定配当の基本方針のもと、業績や経営環境を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当期末配当につきましては1株につき35円といたしたいと存じます。これにより年間の普通配当は1株につき70円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金 35円

総額 1,462,505,030円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月23日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員(7名)は任期満了となります。なお、取締役 土屋嶋氏は任期中で逝去し退任いたしました。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

		氏名		当社における現在の地位	取締役会の出席状況(2020年度)
1	再任	 さかい とし ゆき 境 敏幸		取締役頭取 (代表取締役)	100% (12/12回)
2	再任	 つち や さとし 土屋 諭		常務取締役	100% (12/12回)
3	再任	 はやし たか はる 林 敬治		常務取締役	100% (12/12回)
4	新任	 の がみ まさ ゆき 野上 匡行		統括執行役員	—
5	新任	 かけひ まさ き 寛 雅樹		統括執行役員	—
6	再任	 かん だ まさ あき 神田 真秋	社外 独立役員	社外取締役	100% (12/12回)
7	再任	 たん ご やす たけ 丹呉 泰健	社外 独立役員	社外取締役	100% (12/12回)
8	再任	 もり ぐち ゆう こ 森口 祐子	社外 独立役員	社外取締役	100% (10/10回)

注. 森口祐子氏の取締役会出席回数は、2020年6月22日就任以降に開催された取締役会を対象としております。



再任

候補者番号

1

さかい とし ゆき
境 敏幸

(1956年12月7日生)

所有する当社の株式の数
3,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	当社入社	2018年 6月	当社専務取締役
2006年 5月	当社経営管理部長	2019年 6月	当社取締役頭取 現在に至る
2009年 4月	当社各務原支店長		
2011年 5月	当社総合企画部長		
2011年 6月	当社取締役総合企画部長		
2017年 6月	当社常務取締役総合企画部長		
2018年 5月	当社常務取締役		

担当 全般・業務監査部

取締役候補者とした理由

境敏幸氏は、2011年6月に取締役、2017年6月に常務取締役、2018年6月に専務取締役に就任し、2019年6月より取締役頭取を務めております。主に経営企画部門、経営管理部門に携わり、豊富な実績と経験をもとに取締役としての職責を果たしていることから、今後もその職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者となりました。



再任

候補者番号

2

つち や さとし
土屋 諭

(1980年2月16日生)

所有する当社の株式の数
3,068株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 4月	オリックス株式会社入社	2018年 5月	当社取締役愛知法人営業部長
2011年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ(株式会社みずほ銀行・みずほ信託銀行株式会社)入社	2018年 6月	当社常務取締役愛知法人営業部長
		2019年 5月	当社常務取締役 現在に至る
2014年 5月	当社入社 当社名古屋支店副支店長		
2016年 5月	当社執行役員名古屋支店長		
2017年 6月	当社取締役名古屋支店長		

担当 広報部・人事部・営業支援部・法人営業部・海外事業推進部・個人営業部・市場金融部・総務部

取締役候補者とした理由

土屋諭氏は、2017年6月に取締役に就任し、2018年6月より常務取締役を務めております。オリックス株式会社勤務を経て慶応義塾大学大学院で経営管理における専門的知識を習得、株式会社みずほフィナンシャルグループでの審査・コンサルティング・国際業務などの勤務経験と当社での営業推進・管理業務によって培った金融業務全般における高い見識を有していることから、今後もその職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者となりました。



再任

候補者番号

3

はやし たか はる
林 敬治

(1959年11月28日生)

所有する当社の株式の数
2,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2014年 6月	株式会社OKBフロント社長
2000年 5月	当社一宮南支店長	2015年 6月	株式会社明星社長
2002年 5月	当社則武支店長	2019年 6月	当社常務取締役
2005年 3月	当社県庁前支店長		現在に至る
2007年 5月	当社業務開発部長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 担当 総合企画部・経営管理部・関連事業部・IT統轄部・ 審査部・事務管理部・事務集中部・システム部 </div>	
2010年 5月	当社羽島支店長		
2012年 5月	当社岐阜支店長		
2013年 4月	当社執行役員岐阜支店長		

取締役候補者とした理由

林敬治氏は、2019年6月より常務取締役を務めております。当社の経営企画部門、商品開発部門、営業店業務に携わるほか、株式会社明星では不動産業務に加え新規事業を立ち上げるなど銀行業以外の会社経営で培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、今後もその職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。



新任

候補者番号

4

の がみ まさ ゆき
野上 匡行

(1962年2月12日生)

所有する当社の株式の数
3,350株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2018年 5月	当社取締役東京支店長
2008年 10月	当社美濃支店長	2020年 5月	当社取締役岐阜支店長
2011年 5月	当社岐阜支店副支店長	2020年 6月	当社統括執行役員岐阜支店長
2013年 5月	当社審査部長兼審査部経営革新 サポートセンター所長		現在に至る
2015年 5月	当社市場金融部長		
2016年 5月	当社執行役員支店部長		
2017年 6月	当社取締役支店部長		

取締役候補者とした理由

野上匡行氏は、2017年6月に取締役に就任し、2020年6月より統括執行役員を務めております。営業部門、市場部門のほか企業再生業務で培った高度な専門性を有しており、その豊富な実績と経験をもとに職責を果たしていることから、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。



新任

候補者番号

5

かけひ

箕

まさ き

雅樹

(1962年3月24日生)

所有する当社の株式の数
3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2020年 6月	当社統括執行役員総合企画部長
2011年 4月	当社総務部部長代理	2021年 5月	当社統括執行役員
2012年 10月	当社中村支店長		現在に至る
2017年 1月	当社業務監査部長		
2018年 5月	当社総合企画部長		
2018年 6月	当社取締役総合企画部長		

取締役候補者とした理由

箕雅樹氏は、2018年6月に取締役に就任し、2020年6月より統括執行役員を務めております。営業店業務をはじめ経営企画部門、監査部門で培われた豊富な実績と経験をもとに職責を果たしていることから、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者としていたしました。



再任

社外

独立役員

候補者番号

6

かん だ

神田

まさ あき

真秋

(1951年10月1日生)

所有する当社の株式の数
2,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	名古屋弁護士会弁護士登録	(重要な兼職の状況)
1989年 11月	一宮市長(1998年12月退任)	愛知芸術文化センター総長
1999年 2月	愛知県知事(2011年2月退任)	愛知県国際交流協会会長
2011年 1月	愛知芸術文化センター総長	株式会社東海東京調査センター顧問
2014年 6月	当社社外取締役	ブラザー工業株式会社社外監査役
2019年 6月	ブラザー工業株式会社社外監査役	現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神田真秋氏は、2014年6月より当社社外取締役に就任しております。弁護士としての経歴に加え、一宮市長や愛知県知事を歴任するなど行政・地方自治への幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も社外取締役としての当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会最終の時をもって7年となります。



候補者番号
7

たんご やす たけ
丹 吳 泰 健

(1951年3月21日生)

所有する当社の株式の数
0株

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	大蔵省入省	2012年 12月	内閣官房参与 (2014年4月辞任)
2001年 4月	内閣官房内閣総理大臣秘書官	2014年 6月	日本たばこ産業株式会社 取締役会長
2006年 10月	財務省理財局長	2015年 6月	当社社外取締役 現在に至る
2007年 7月	同省大臣官房長		(重要な兼職の状況)
2008年 7月	同省主計局長		日本たばこ産業株式会社取締役会長
2009年 7月	同省財務事務次官(2010年7月退官)		三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役(監査等委員)
2010年 12月	株式会社読売新聞グループ本社監査役 (2012年12月退任)		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

丹吳泰健氏は、2015年6月より当社社外取締役を務めております。財務省の主計局長や財務事務次官を歴任し、金融行政の広範な知識と経験を有しております。今後も社外取締役としての当社経営全般に対する知識と経験に裏打ちされた的確な助言や指導により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。



候補者番号
8

もり ぐち ゆう こ
森 口 祐 子

(1955年4月13日生)

所有する当社の株式の数
330株

再任 社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 12月	日本女子プロゴルフ協会(JLPGA)入会	2019年 1月	日本プロゴルフ殿堂入り
1990年	岐阜県スポーツ栄誉賞 受賞	2020年 6月	当社社外取締役 現在に至る
1992年	JLPGAツアー 永くシード獲得		
1994年	岐阜県県民栄誉賞 受賞		(重要な兼職の状況)
2012年 3月	岐阜県教育委員(2020年12月辞職)		株式会社ゴールドウイン社外取締役
2015年 6月	株式会社ゴールドウイン社外取締役		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森口祐子氏は、2020年6月より当社社外取締役を務めております。プロスポーツ選手として長年培ってきた幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も社外取締役としての当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

- 注1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 森口祐子氏の戸籍上の氏名は関谷祐子であります。
 - 神田真秋、丹呉泰健および森口祐子の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 当社は神田真秋、丹呉泰健および森口祐子の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
各氏が取締役に選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は神田真秋、丹呉泰健および森口祐子の各氏との間で当社定款第26条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害に対して当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 早崎進氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。



新任

おし たに とし お
押谷 俊男 (1963年3月12日生)

所有する当社の株式の数
2,179株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2015年 5月	当社事務集中部長
2006年 5月	当社瀬戸支店長	2017年 1月	当社勝川支店長
2008年 5月	当社尾頭橋支店長	2019年 5月	当社営業支援部長
2010年 5月	当社大阪支店長	2021年 5月	当社秘書室付部長
2012年 10月	当社秘書室長		現在に至る
2014年 5月	当社業務監査部長		

監査役候補者とした理由

押谷俊男氏は、主に営業部門、監査部門、営業店業務に携わるなど、豊富な業務経験を有しており、その経験をもとに監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者いたしました。

注1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害に対して当該保険契約により填補することとしております。押谷俊男氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】選任後の監査役会の構成（予定）

	氏名	当社における現在の地位	出席状況(2020年度)	
			取締役会	監査役会
現任	ところ りゅうじ 所 竜二	常勤監査役	100% (10/10回)	100% (10/10回)
新任	おし たに とし お 押谷 俊男	秘書室付部長	—	—
現任	さく ち つね お 菊池 恒雄	社外 独立役員	100% (12/12回)	100% (12/12回)
現任	さ えき たかし 佐伯 卓	社外 独立役員	92% (11/12回)	100% (12/12回)

注. 所竜二氏の取締役会および監査役会出席回数は、2020年6月22日就任以降に開催された取締役会および監査役会を対象としております。

補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。



もうり てつろう
毛利 哲朗 (1953年3月6日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	大阪弁護士会弁護士登録 中央総合法律事務所勤務	2010年 6月	当社補欠監査役 現在に至る
1986年 4月	岐阜県弁護士会弁護士登録 毛利法律事務所開設		
2005年 4月	岐阜県弁護士会会長(2006年3月退任) 日本弁護士連合会理事(2006年3月退任)		

再任

社外

独立役員

補欠の社外監査役候補者とした理由

毛利哲朗氏は、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査をしていただくことを期待し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

また、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての職責を果たされていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

注1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

- 毛利哲朗氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たした補欠の社外監査役候補者であります。同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。
- 毛利哲朗氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で当社定款第39条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害に対して当該保険契約により填補することとしております。毛利哲朗氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

当社は2010年6月24日開催の第198期定時株主総会における第8号議案「取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件」ならびに2020年6月22日開催の第208期定時株主総会における第5号議案「株式報酬型ストック・オプションの行使条件一部変更の件」において決議いただきました範囲内で、取締役会の決議により社外取締役を除く取締役などに対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。

2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)などにより、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められ、株式会社が一定の理由が生じたことを条件としてこれを取得することができるとするときは、その旨および当該事由の内容の概要に関し、株主総会の承認を得ることが必要になったため、現行の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの継続に必要な追加事項を含め、改めてご承認をお願いするものであります。

この追加事項は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の中で既に定めているものであり、現行内容を変更するものではありません。

内容は次のとおりであります。

■取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(追加後)

(下線部は追加事項を示します)

1 報酬として新株予約権を割当てる理由

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、中長期的な業績向上への意欲や士気を高め、企業価値の向上に一層貢献するため割当てるものであります。

2 新株予約権の内容

(1)新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 3,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式 普通株式3万株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は10株といたします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合などを行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額といたします。新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、取締役および委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- a. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)の定めまたは当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- b. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容等

上記の詳細ならびにその他の新株予約権の内容については、取締役会決議に基づく募集事項ならびに新株予約権割当契約書に定めるものといたします。

1 地域特性に合わせた店舗展開

地域のお客さまに気軽にご来店いただけるように、そして何でもご相談いただけるように——。そんな想いを抱きながら、OKBは地域特性に合わせた店舗を展開しています。これからも、お客さまとのフェイス・トゥ・フェイスのつながりを大切にしていきます。

相談拠点「OKBそうだん広場」



資産運用やローンをはじめ、どんなご相談も承る相談拠点として、荒尾(大垣市)、長松(大垣市)の2出張所跡地にオープンしました。

経験豊かなOKBのスタッフがグループのネットワークを活用した最適な提案などにより、お客さまのもつ課題の解決をサポートします。

また、気軽楽しんでいただけるイベントや、セミナーなどを開催し、地域の皆さまに金融の枠を超えた幅広いサービスをお届けします。

有人対応日時

- 荒尾/月・水・金 10:00～15:00
- 長松/火・木 10:00～15:00

・12:00～13:00は相談窓口を休止します

ご相談も



イベントも



セミナーも



・写真はすべて「OKBそうだん広場 荒尾」です

異業種とのコラボレーション店舗

あかいけ支店

入居施設 OKBプランタンあかいけ



愛知県日進市赤池エリアにある複合施設「OKBプランタンあかいけ」内にオープンしました。近隣には大型商業施設があり休日も賑わう地域特性に合わせ、土・日・祝休日も窓口営業。個人のお客さまとの取引に特化した店舗です。

「OKBプランタンあかいけ」にはフィットネスジムや女性専用コインランドリーもあり、気軽にご利用いただけます。



ニュータウン支店

入居施設 OKBプランタン高蔵寺



愛知県春日井市のニュータウン特別出張所を喫茶店、介護関連、家事代行のテナントが入居する複合施設「OKBプランタン高蔵寺」内に移転し、オープンしました。

シニア世代のお客さまにも気軽にご来店いただけるよう、店内は“自然”をイメージした内装としました。



2 総合金融サービス — 銀行・証券・信託 —

OKBグループはお客さまの多様なニーズに迅速かつ幅広くお応えするため、銀行・証券・信託の総合金融サービスをお届けしています。



OKB証券

お客さまのライフスタイルにあった資産作りをお手伝いします！

いつでもつながる！

スマホでも！



こちらから
つながります！

まずは

証券口座の
開設
365日
お申し込みOK！

パソコンでも！



OKB証券
ホームページ
<https://www.okb-sec.co.jp>

あとは

オンライン
トレード
ホームページでログイン
すればOK！

もちろん
OKBの窓口でも！

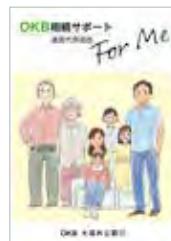


こちらから
つながります！
大垣共立銀行
(本店、支店、名駅出張所)

OKB店舗での
窓口取引
フェイスtoフェイスで
安心！

OKB相続サポート

円満・円滑な資産承継・相続対策をお手伝いします！



遺言代用信託
For Me

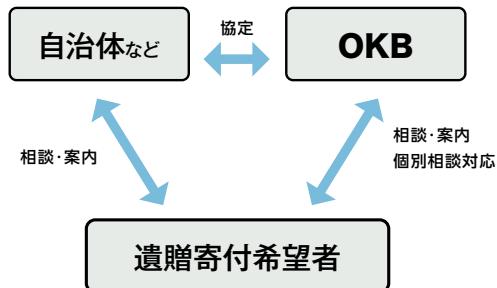


遺言信託
For You



遺産整理
With You

東海三県の20超の自治体などと「遺贈寄付に関する協定」を締結し、遺志を円滑に実現できる体制を構築しています。



3 フィンテックへの挑戦

OKBといえば! 手のひらソリューション



第18回
「企業ファイナンスロビー賞」
「安心を届ける手のひら賞」
受賞

詳しくは22ページ

登録者数 **64万人**突破
(2021年4月)

OKBの「手のひらソリューション」。手のひら静脈情報をOKBで登録いただくと・・・

- 手のひらだけでATMが使える!
- 手のひらだけで口座開設ができる!
- 手のひらだけで窓口取引ができる!
- 災害時、手のひらだけで借入れができる! など

OKB「15歳から君にできること」キャンペーン

— 君の手のひらが被災地の希望に —

手のひら認証登録で **復興応援** & **先着1,000名**さまに **プレゼント**

15歳から君にできること。

15歳から18歳の個人のお客さまを対象に、手のひら静脈情報の新規登録者数に応じて、東日本大震災で被災した子どもたちへ幅広い支援を届けている「公益社団法人 ハタチ基金」へOKBが寄付を行うキャンペーンです。期間は6月30日(水)まで。

ホームページで完結! WEB受付サービス



来店不要でホームページから以下の手続きができます。

- 新規預金口座開設 (Webスタイル)
- 届出事項変更 (住所、氏名、電話番号変更)
- 「スーパーOKダイレクト」の各種申し込み
- 公共料金口座振替の申し込み

など

進化が加速! OKBアプリ



立ち上げるとOKBの口座残高や入出金明細が一目で確認できるポータルアプリです。

お客さまのより豊かな生活をサポートするため、アプリを通じて最適な家計管理や資産形成を提案するパーソナルレコメンドサービスも開始する予定です。

4 地方創生を推進

岡崎市と「地域産業の振興に関する連携協定」締結 2021年4月



岡崎市と「地域産業の振興に関する連携協定」を締結しました。
本協定はOKBと岡崎市、両者の持つ強みを活かして相互に連携し、中小企業・小規模事業者および創業に対するさまざまなサポートを行うことで地域産業の振興を図るものです。

OKBは融資・助成金など各種金融支援策の事業者への周知や、各種支援に関するセミナーを市と連携して実施し、地方創生に貢献していきます。

広告宣伝ユニット「OKB5」



名古屋・栄を拠点に活動するアイドルグループ「SKE48」のうち岐阜県、愛知県出身の5名からなるOKBの広告宣伝ユニットです。

OKBや地域のイベントに出演したり、OKBのCMにも登場したりして、地域を盛り上げています！

大好評！YouTube 「OKB5のやってみ10!」

OKB5が、OKBのサービスなど10種類を紹介するコーナーを、OKB大垣共立銀行(グループ)公式チャンネルで公開しています。



詳しくはこちら

YouTube OKB大垣共立銀行(グループ)公式チャンネル



5 OKB SDGs宣言

OKBグループは「地域に愛され、親しまれ、信頼されるOKB」という基本理念のもと、グループ役職員一人ひとりが地域の課題解決に積極的に取り組むことを通じて、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域とともに持続的な成長を目指します。

SDGsの達成に向けた主な取り組み

現金封筒を活用した 障がい者アート展



OKBが通常自社の広告スペースとして活用している現金封筒の表面をキャンパスに見立て、障がいのある作家の作品を掲載する「障がい者アート展」を開催しています。

封筒裏面の企業広告主からその作品使用料を収受し、全額を作家に支払うことで、障がい者の自立をサポートします。

OKBパートナーズ 障がい者雇用促進で評価



障害者雇用優良
中小事業主認定マーク
(愛称：もにす)

関連会社「OKBパートナーズ」が、障がい者雇用の促進に努める優良中小事業者を認定する「もにす認定制度」において、全国で初めて認定を取得しました。

“障がい者の雇用の促進等に関する法律”に基づいた制度で、同社の障がい者の方の雇用率や定着率などが評価されました。

OKB「SDGs 私募債」



“環境問題の解決に資する事業”などに投資を行うお客さまが「格付投資情報センター(R&I)」の評価を受け、OKBがR&Iの評価をもって発行時の事務委託手数料を優遇する私募債です。

SDGsに取り組むお客さまに対して、資金調達の面から積極的にサポートします。

地域の課題解決に向けた取り組みで…

2020年12月

企業フィランソロピー大賞(特別賞)受賞!!

第18回 企業フィランソロピー大賞において、「企業フィランソロピー賞 “安心を届ける手のひら賞”」を受賞しました。企業フィランソロピー大賞は、公益社団法人 日本フィランソロピー協会が主催し、社会の課題解決のために、自社の経営資源を有機的・持続的に活用した社会貢献活動を表彰する制度です。今回、OKBは手のひらだけで銀行取引ができるOKBの「手のひらソリューション」など“お客さま目線”“地域とともに”を具現化する取り組みが評価されました。



よくある

ご質問 にお答え します!

Q

**「OKB『15歳から君にできること』キャンペーン
—君の手のひらが被災地の希望に—」を実施した
理由を教えてください。**

A

OKBは2011年3月に発生した東日本大震災を受け、2012年9月にキャッシュカードや通帳がなくても“手のひらだけ”でATM取引ができる手のひら認証ATM「ピピット」の取り扱いを開始しました。

東日本大震災から10年を迎えるにあたり、「もうこれからは、災害時には身体ひとつで避難してほしい」という“ピピット”を開発した想いや“ピピット”を活用した災害時の対策について今一度知っていただこうと、本キャンペーンを企画しました。なお、期間は2021年6月30日までです。

また、15歳頃になると手のひらの成長が安定し始めると言われていることや、手のひら認証登録による寄付*を通じて同世代からの想いを被災地にお届けしたいとの考えから、対象者を15歳～18歳の方としました。

※手のひら認証新規登録者1人あたり1,000円に加え、創立125周年のOKBから125万円を東日本大震災で被災した子どもたちへ幅広い支援を届けている「公益社団法人 ハタチ基金」へ、OKBが寄付を行います。

Q

新しい中期経営計画の概要について教えてください。

A

世の中の変化に臨機応変に対応し、「地域に愛され、親しまれ、信頼されるOKB」
として、地域の企業の本業支援・課題解決や、個人のお客さまのライフステージに
合わせた提案など、それぞれのお客さまに合わせたコンサルティングを行うことによって、
“お客さまの共感と感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ”を目指します。

名 称	「Let's Do It!」～社員輝き 地域伸びゆく～
計画期間	2021年4月～2024年3月（3ヵ年）
目指す姿	お客さまの共感と感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ
基本戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング型ビジネスモデルの強化 ・お客さまとの接点強化 ・業務プロセス改革
計数目標 (2024/3期)	<ul style="list-style-type: none"> ・(単体)顧客向けサービス利益(本業利益) …………… 黒字化 ・(連結)自己資本比率 …………… 8.3%以上 ・(連結)コアOHR …………… 75%台 ・(連結)当期純利益 …………… 95億円以上 ・(単体)役員取引等利益比率 …………… 13%以上 ・(単体)事業先に対するコンサルティング提案件数 …… 3,300件以上 ・(単体)個人に対するコンサルティング提案件数 …… 33,000件以上

Q

店舗ネットワークの見直しについて教えてください。

A

OKBは、キャッシュレス化の進展などで銀行店舗に求められる役割が大きく変化している状況を踏まえ、経営資源の最適な配分を進めることにより、お客さまニーズの変化に対応するため、以下のとおり店舗ネットワークを見直しています。

今後の見直しについては対象店舗などの詳細が決定次第、速やかに公表します。

【見直しの実績および予定】

実施日	対象店舗	移転先	店舗形態、跡地の活用など
2020年9月23日	ニュータウン特別出張所	—	支店へ形態変更
10月 5日	東野支店	—	エブリデープラザへ形態変更
	イオン春日井出張所	春日井支店	店舗外ATM
11月 9日	如意申出張所	勝川支店	OKBサービスプラザ春日井設置(窓口業務特化店舗・ATM)
2021年3月 8日	長松出張所	久瀬川支店	OKBそうだん広場長松設置(相談拠点・ATM)
	荒尾出張所	赤坂支店	OKBそうだん広場荒尾設置(相談拠点・ATM)
	稲葉出張所		—
4月 5日	宿地出張所	大垣駅前支店	店舗外ATM
5月24日	星川出張所	桑名支店	OKBそうだん広場星川※1設置(相談拠点・ATM)
	駒野代理店	海津支店	出張所へ形態変更 店舗外ATM
6月 7日	穂積北出張所	穂積支店	OKBそうだん広場穂積北※2設置(相談拠点・ATM)
	美並出張所	八幡支店	店舗外ATM
7月 5日	平和堂長久手出張所	西山支店	店舗外ATM

※1. 2021年6月24日(木) オープン予定

※2. 2021年7月 6日(火) オープン予定

1 当社の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は本店119か店・出張所32か店・代理店6か店において、預金業務、貸出業務、内国・外国為替業務、国債・投資信託及び保険の販売業務、社債の受託業務、信託業務等を営み、地域のお客さまのニーズに合わせた様々な商品・サービスをお届けしております。また有価証券投資業務を行い、より効率的な資金運用に努めております。

このほか海外の駐在員事務所においては、海外に進出又は進出を計画されているお客さまのために現地情報の収集・提供等を行っております。

金融経済環境

当期の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況となりましたが、迅速な財政政策、大規模な金融緩和の効果もあり、持ち直しの動きが見られました。

個人消費は、昨年4月の緊急事態宣言発令時に記録的な落ち込みを見せましたが、宣言解除後の政策措置もあり回復しました。しかし、感染の再拡大から今年1月に11都府県に緊急事態宣言が再発令されるなど、特に飲食・宿泊サービス等では厳しい状況が続きました。

海外に目を向けますと、中国経済は新型コロナウイルス感染症の徹底した封じ込めにより主要国で唯一プラス成長を維持しました。一方米国では2020年国内総生産の伸び率が、リーマン・ショック直後の2009年以来11年ぶりのマイナス成長に陥りましたが、今後は大規模な経済対策、ワクチン接種の進展による急回復が見込まれます。

金融市場を振り返りますと、日経平均株価は昨年11月の米国大統領選挙後から上昇が続き、今年2月には30年半ぶりに30,000円台を回復しました。円高基調にあったドル円相場は、年明け以降は一転してドル高円安が進みました。

東海地方の経済におきましては、主要産業である自動車産業は、年度前半に大きく落ち込みましたが、

後半からは急回復しました。ただ、足元では車載半導体不足の長期化が予想され、先行きが懸念されます。

事業の経過及び成果

(事業の経過)

このような金融経済環境のもと、2020年度は、中期経営計画「一歩前へ」の最終年度として、お客さま一人ひとりのニーズに合わせたサービスをお届けすることでお客さま・地域とともに成長できるビジネスモデルの確立を目指し、本部・営業店・グループ会社が一丸となり積極的な業務展開を図ってまいりました。

その結果、事業の成果は次のとおりとなりました。

(事業の成果)

経常収益は資金運用収益が512億円、役務取引等収益(含む信託報酬)が127億円、その他業務収益が48億円となる等、前年度比50百万円増加して718億円となりました。一方、経常費用は資金調達費用が15億円、役務取引等費用が69億円、営業経費が448億円、その他経常費用が81億円となる等、前年度比12億円減少して627億円となりました。この結果、経常利益は90億円、当期純利益は67億円となりました。

資産及び負債の状況につきましては、預金は個人預金等を中心に好調に推移し、当期中3,961億円増加して当期末残高は5兆5,431億円となりました。一方、貸出金は地元企業の資金需要や住宅ローンを中心とする個人のお客さまのニーズに積極的に応えた結果、当期中1,175億円増加して当期末残高は4兆3,207億円となりました。また有価証券は市場動向を注視しつつ運用した結果、当期中1,379億円増加して当期末残高は1兆4,223億円となりました。

なお、2020年度は中期経営計画「一歩前へ」に掲げる計数目標である「コア業務純益60億円」「当期純利益50億円」「総預り資産残高6兆円」を全て達成することができました。

対処すべき課題 (中期経営計画)

低金利環境の長期化や他業態からの金融業への参入といった金融界における環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や、それに伴う急速なデジタル化の進展など、社会環境も大きく変化する中、当社は2021年4月～2024年3月の3か年を計画期間とする新中期経営計画「『Let's Do It!』～社員輝き 地域伸びゆく～」を次のとおり策定いたしました。

目指す姿

「お客さまの共感と感動を呼び、地域に必要とされる企業グループ」

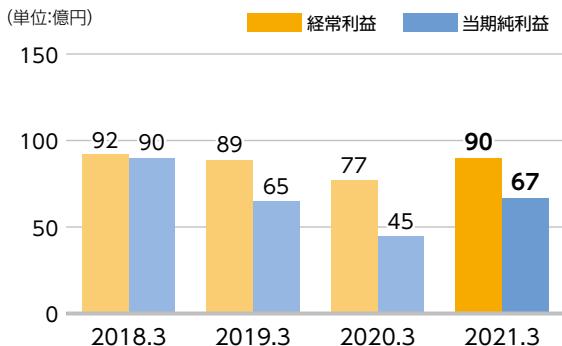
金融・非金融問わず何でも相談できる「まちのかかりつけ金融機関」として、一人ひとりのお客さまに対してOne to Oneの付加価値をタイムリーかつ適切に提供することで、地域を活性化し、地域に必要とされる企業グループになることを目指してまいります。

基本戦略

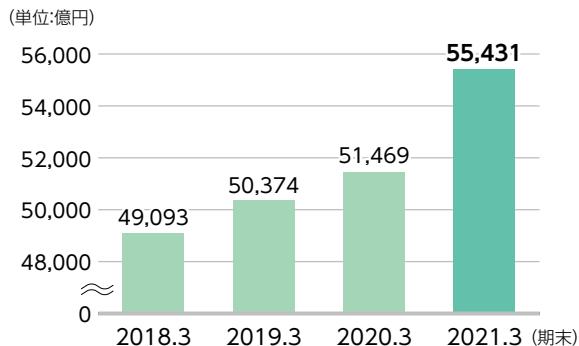
目指す姿の実現に向けた基本戦略として以下の3項目を設定し、具体的推進策を展開してまいります。

- (1) コンサルティング型ビジネスモデルの強化
 - カウンセリング・コンサルティング・コーチングを通じてお客さまの本業支援・課題解決を図るビジネスモデルの構築
 - 個人のお客さまのライフステージに合わせて適切な提案を行う体制の強化
 - コンサルティング型ビジネスを行うためのスキル明確化と人材育成プラン整備
- (2) お客さまとの接点強化
 - 地域・お客さまのニーズに合わせた店舗の機能別再編
 - 非対面チャネル強化及びデータ利活用によるカスタマーエクスペリエンスの向上とお客さま接点の拡充
- (3) 業務プロセス改革
 - 業務プロセスの見直し・業務のデジタル化による生産性向上、社員の働き方改革

経常利益・当期純利益(単体)



預金残高(譲渡性預金は含まず)



計数目標

基本戦略の実行度合いを評価する指標として以下のとおり設定します。

項目	計数目標 (2024/3月期)
【単体】顧客向けサービス利益(※1)	黒字化
【連結】自己資本比率	8.3%以上
【連結】コアOHR(※2)	75%台
【連結】当期純利益(※3)	95億円以上
【単体】役務取引等利益比率(※4)	13%以上
【単体】事業先に対するコンサルティング提案件数(※5)	3,300件以上
【単体】個人に対するコンサルティング提案件数(※6)	33,000件以上

(※1) 預貸金利息+役務取引等利益-経費

(※2) 経費÷コア業務粗利益

(※3) 親会社株主に帰属する当期純利益

(※4) 役務取引等利益÷コア業務粗利益

(※5) 事業計画策定支援件数、事業承継相談件数、ビジネスマッチング商談設定件数、医療・介護・教育事業者にかかる有益情報取得件数 など

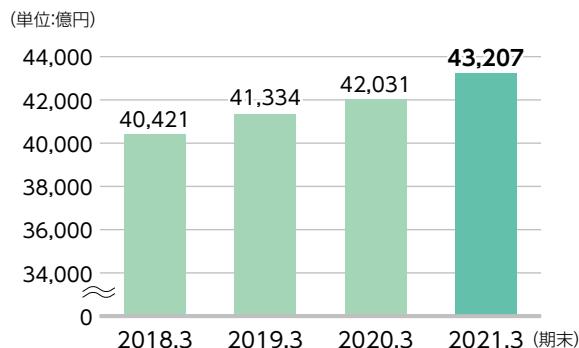
(※6) 預り資産提案件数・信託提案件数 など

当社は「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という基本理念のもと、地域とともに歩んでまいりました。従来からの銀行業務における収益環境は厳しさを増し、金融そのものが大きな変革を迫られておりますが、地域のさらなる活性化のお役に立てるよう、役職員が一丸となって努力してまいります。

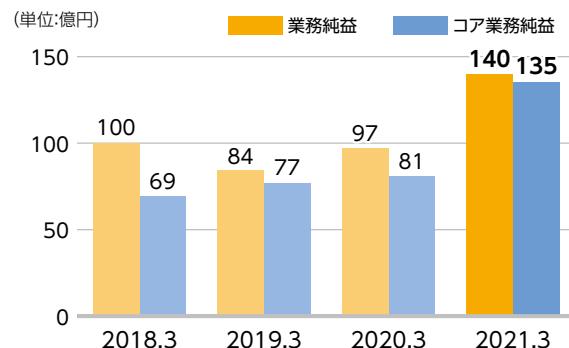
また、新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に及ぼす影響を踏まえ、社会機能の維持に必要な不可欠な金融インフラとして、必要なサービスを継続的にお届けし、地域の事業者並びに個人のお客さまに寄り添った活動を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

貸出金残高(住宅ローン残高を含む)



業務純益・コア業務純益(単体)



② 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	4,909,330	5,037,444	5,146,911	5,543,107
定期性預金	2,040,556	1,987,159	1,907,110	1,842,957
その他	2,868,773	3,050,284	3,239,800	3,700,149
社債	15,000	—	—	—
貸出金	4,042,114	4,133,487	4,203,160	4,320,709
個人向け	1,510,022	1,623,973	1,717,901	1,806,000
中小企業向け	1,299,642	1,346,566	1,341,135	1,408,817
その他	1,232,450	1,162,947	1,144,124	1,105,892
商品有価証券	587	1,173	551	288
有価証券	1,325,869	1,238,834	1,284,410	1,422,365
国債	153,544	91,269	85,744	90,765
その他	1,172,325	1,147,565	1,198,666	1,331,600
総資産	5,673,113	5,746,914	5,891,313	7,345,109
内国為替取扱高	25,998,378	27,253,972	27,655,678	27,581,297
外国為替取扱高	百万ドル 2,703	百万ドル 2,523	百万ドル 2,457	百万ドル 2,506
経常利益	9,243	8,977	7,728	9,048
当期純利益	9,006	6,594	4,597	6,757
1株当たり当期純利益	円 銭 215 59	円 銭 157 85	円 銭 110 04	円 銭 161 70
信託財産	—	—	980	1,219
信託報酬	—	—	24	6

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 社債は、劣後特約付であります。

3. 1株当たり当期純利益は、各年度の平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	114,668	117,051	115,303	116,425
経常利益	10,983	10,639	10,335	12,010
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,673	6,861	5,498	8,011
包括利益	8,171	3,351	△8,962	35,789
純資産額	309,229	309,676	297,809	330,696
総資産	5,754,276	5,833,869	5,983,075	7,450,778

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,954人
平均年齢	38年7月
平均勤続年数	15年10月
平均給与月額	347千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数は、委任型執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み、賞与を除く2021年3月中の平均給与月額であります。

④ 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
岐 阜 県	86	(24)
愛 知 県	57	(7)
三 重 県	4	(1)
滋 賀 県	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)
大 阪 府	1	(ー)
合 計	151	(32)

- 注1. 上記の他、当社を所属銀行として当社の子会社である株式会社OKBフロントが運営する銀行代理店を6か所設置しております。
 2. 上記の他、海外駐在員事務所を2か所設置しております。
 3. 上記の他、店舗外現金自動設備を244か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
あかいかげ支店	愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地115
勝川支店 サービスプラザ春日井出張所	愛知県春日井市如意申町4丁目7-1

- 注1. 当事業年度において、ニュータウン特別出張所を形態変更し、ニュータウン支店としております。
2. 海外駐在員事務所廃止(1か所)
 ホーチミン駐在員事務所(ベトナム社会主義共和国)
3. 店舗外現金自動設備新設(4か所)
 藤山台(春日井市)
 OKBサービスプラザ春日井(春日井市)
 荒尾(大垣市)
 長松(大垣市)
4. 店舗外現金自動設備廃止(8か所)
 旭化成前(瑞穂市)
 ザ・モール安城(安城市)
 美濃市役所(美濃市)
 パロー大垣店(大垣市)
 amano栄町ビル店(名古屋市)
 春日井市東部市民センター(春日井市)
 春日井ハウジングセンター前(春日井市)
 三菱電機稲沢製作所(稲沢市)

八 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社OKBフロント	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	—

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
楽天銀行株式会社

5 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	2,574
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
あかいけ支店の新設	156
高蔵寺支店 ニュータウン特別出張所の移転 (移転に伴いニュータウン支店へ形態変更)	117

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議決権比率(%)	その他
共友リース株式会社	名古屋市 中村区豊国通 1丁目22番地の2	リース業	120	8.69	—
共立コンピューター サービス株式会社	岐阜県 大垣市加賀野 4丁目1番地の9	システム開発、ITコン サルティングに関する 業務	45	5.00	—
株式会社OKB総研	岐阜県 大垣市郭町2丁目 25番地	経済・産業・文化の 調査研究とその受託、 企業経営情報の提供と 各種コンサルティング 業務	50	5.00	—
OKB証券株式会社	岐阜県 大垣市郭町2丁目 25番地	証券業務	1,500	100.00	—
株式会社OKB信用保証	岐阜県 大垣市郭町2丁目 25番地	ローンの信用保証業務、 不動産担保物件の調 査・評価業務	90	43.08	—
株式会社 OKBペイメントプラット	名古屋市 中村区名駅3丁目 25番9号	クレジットカード業務	30	5.00	—
株式会社OKBキャピタル	岐阜県 大垣市郭町2丁目 25番地	株式公開支援業務、 株式・社債等への 投資業務	100	35.00	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社OKBビジネス	岐阜県 大垣市郭町3丁目 98番地	銀行事務の受託・ 集中処理業務、現金 等の精査・整理業務	20	100.00	—
株式会社OKBパートナーズ	岐阜県 大垣市林町9丁目 57番地	帳票・物品類の受発送 業務、文書作成、印刷 業務、文書等保管業務	10	100.00	—
株式会社OKBフロント	岐阜県 大垣市郭町3丁目 98番地	銀行代理業務	10	100.00	—

注. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

2 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項

1 会社役員 の 状況

(2020年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
境 敏幸	取締役頭取 (代表取締役)	全般・業務監査部担当		
土屋 諭	常務取締役	広報部・人事部・営業支援部・ 法人営業部・海外事業推進部・ 個人営業部・市場金融部・ 総務部担当		
森田 裕三	常務取締役	公務金融部担当 本店営業部長		
林 敬治	常務取締役	総合企画部・経営管理部・ 関連事業部・IT統轄部・審査部・ 事務管理部・事務集中部・ システム部担当		
神田 真秋	取締役 (社外取締役)		愛知芸術文化センター総長 愛知県国際交流協会会長 株式会社東海東京調査センター顧問 ブラザー工業株式会社社外監査役	
丹呉 泰健	取締役 (社外取締役)		日本たばこ産業株式会社取締役会長 三菱UFJ信託銀行株式会社社外 取締役 (監査等委員)	
森口 祐子	取締役 (社外取締役)		株式会社ゴールドウイン社外取締役	
早崎 進	常勤監査役			
所 竜二	常勤監査役			
菊池 恒雄	監査役 (社外監査役)			
佐伯 卓	監査役 (社外監査役)		東邦瓦斯株式会社 相談役 東海旅客鉄道株式会社 社外取締役	

注1. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
土屋 嶮	2020年11月4日	逝去により退任	取締役会長（代表取締役）
坂井田 勉	2020年6月22日	任期満了により退任	常務取締役
吉成 広行	2020年6月22日	任期満了により退任	取締役
野上 匡行	2020年6月22日	任期満了により退任	取締役
五藤 義徳	2020年6月22日	任期満了により退任	取締役
後藤 勝利	2020年6月22日	任期満了により退任	取締役
筧 雅樹	2020年6月22日	任期満了により退任	取締役
平居 啓	2020年6月22日	任期満了により退任	常勤監査役

2. 2020年11月4日付で以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	地位	担当	
		新	旧
土屋 諭	常務取締役	広報部・人事部・営業支援部・法人営業部・海外事業推進部・個人営業部・市場金融部・総務部担当	人事部・営業支援部・法人営業部・海外事業推進部・個人営業部・市場金融部・総務部担当
林 敬治	常務取締役	総合企画部・経営管理部・関連事業部・IT統轄部・審査部・事務管理部・事務集中部・システム部担当	総合企画部・経営管理部・IT統轄部・審査部・事務管理部・事務集中部・システム部担当

- 取締役 神田 真秋、丹呉 泰健及び森口 祐子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役 菊池 恒雄及び佐伯 卓の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 取締役 神田 真秋、丹呉 泰健及び森口 祐子の各氏、監査役 菊池 恒雄及び佐伯 卓の各氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
- 取締役 森口 祐子氏の戸籍上の氏名は関谷 祐子であります。
- 当社は委任型執行役員制度を導入しており、委任型執行役員は次のとおりであります。

(2020年度未現在)

氏名	地位	担当
吉成 広行	統括執行役員	海外事業推進部長
野上 匡行	統括執行役員	岐阜支店長
五藤 義徳	統括執行役員	株式会社OKB総研社長
後藤 勝利	統括執行役員	人事部長
筧 雅樹	統括執行役員	総合企画部長

② 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位:百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	14名	255	212	21	21
監査役	5名	59	59	—	—
計	19名	315	271	21	21

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役7名及び監査役1名を含んでおります。

ロ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の当期純利益水準としており、当事業年度の実績は67億円であります。当社の業績連動型報酬枠の算定方法は「二 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

ハ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションであり、基本報酬としての確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てしております。

二 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2010年6月24日開催の第198期定時株主総会において、取締役及び監査役の基本報酬としての確定金額報酬、取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の基準となる業績連動型報酬枠及び取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬としての株式報酬型ストック・オプション報酬額について次のとおり決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名であります。

① 確定金額報酬

区 分	年 額
取締役	350百万円以内
監査役	80百万円以内

②取締役の業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
30億円以下	なし
30億円超～60億円以下	20百万円
60億円超～90億円以下	40百万円
90億円超～120億円以下	60百万円
120億円超～150億円以下	80百万円
150億円超	100百万円

③株式報酬型ストック・オプション報酬額

新株予約権を年額90百万円の範囲で取締役（社外取締役を除く。）に割当

ホ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

【取締役の報酬等に関する基本方針の概要】

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株価や業績との連動性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及びストック・オプション報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み確定金額報酬のみを支払うこととする。

②確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益水準に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。非金銭報酬としてのストック・オプション報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、権利行使時の株式1株当たり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとし、確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てる。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、報酬体系にかかる上記①の基本方針に沿った構成とする。その内容については経営諮問会議に諮問するものとし、取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、経営諮問会議に諮問するものとし、上記の委任を受けた取締役頭取は経営諮問会議の提言内容を踏まえて決定することとする。なお、ストック・オプション報酬についても経営諮問会議に諮問するものとし、その提言内容を踏まえて取締役会で取締役個人別の新株予約権割当個数を決議する。

へ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役頭取 境 敏幸に対し各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の業務実績等を踏まえた業績連動型報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務実績等について評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問会議へ諮問し、その提言内容を踏まえたものとしております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
神田 真秋	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。
丹呉 泰健	
森口 祐子	
菊池 恒雄	
佐伯 卓	

④ 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
<p>当社取締役、 当社監査役及び 当社執行役員</p>	<p>当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。</p> <p>なお、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。</p> <p>次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p>

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
神田 真秋	愛知芸術文化センター総長 愛知県国際交流協会会長 株式会社東海東京調査センター顧問 ブラザー工業株式会社社外監査役
丹呉 泰健	日本たばこ産業株式会社取締役会長 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役(監査等委員)
森口 祐子	株式会社ゴールドウイン社外取締役
菊池 恒雄	—
佐伯 卓	東邦瓦斯株式会社相談役 東海旅客鉄道株式会社社外取締役

注. 当社とブラザー工業株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、東邦瓦斯株式会社及び東海旅客鉄道株式会社との間においては、通常の銀行取引があります。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言、その他の活動状況及び社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
神田 真秋	6年9か月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席しております。	弁護士としての経歴に加え、一宮市長や愛知県知事を歴任する等、行政・地方自治への幅広い見識と豊富な経験を有し、取締役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
丹呉 泰健	5年9か月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席しております。	財務省の主計局長や財務事務次官を歴任し、金融行政に関する広範な知識と経験から、取締役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言、その他の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
森口 祐子	9か月	就任以降に開催された取締役会10回中10回に出席しております。	プロスポーツ選手として長年培ってきた幅広い見識と豊富な経験から、取締役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
菊池 恒雄	14年9か月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査役会12回中12回に出席しております。	大昭和製紙株式会社にて会社経営に携わるほか日本製紙株式会社の監査役を務める等、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有し、取締役会及び監査役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
佐伯 卓	8年9か月	当事業年度に開催された取締役会12回中11回、監査役会12回中12回に出席しております。	東邦瓦斯株式会社の代表取締役社長・会長として会社経営に携わり、企業経営者としての幅広い見識と豊富な経験から、取締役会及び監査役会において経営全般に関する適切な意見を述べております。 この他、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議にも出席し、社外の立場から取締役の指名・報酬等について助言や提言を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	45	—

注.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 社外役員の意見

社外役員に関する事項に記載した内容に対して、社外役員の意見はありません。

4 当社の株式に関する事項

① 株式数	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	41,831千株

注.株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	22,466名
-----------	---------

③ 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,918	6.98
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,499	5.98
大垣共立銀行従業員持株会	1,204	2.88
株式会社みずほ銀行	1,162	2.78
岐建株式会社	1,064	2.54
明治安田生命保険相互会社	791	1.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	605	1.44
日本スタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	547	1.30
牧村株式会社	535	1.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	529	1.26

注1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(46千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として交付した株式はありません。

【ご参考】

当社が保有する株式に関する事項

① 当社の政策保有に関する方針

政策保有株式については、保有便益やリスクが資本コストに見合っているか等を踏まえつつ、個別に中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を定期的に行っています。経済合理性の検証に当たっては収益性・健全性の観点による検証を実施しております。その結果、地域金融機関として取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化や、当社の事業戦略上の事由等から保有の適否を総合的に判断し、保有の意義が認められない銘柄については、売却又は残高圧縮を基本方針といたします。

② 当社の政策保有株式の議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使に当たっては、政策保有先企業のコンプライアンスやガバナンスの状況等も踏まえ、当社及び当該企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するかを十分に勘案し、議決権の行使に特別な注意を要する場合には、十分な情報を収集の上、総合的に賛否を判断します。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 鈴木 賢次 指定有限責任社員 内田 宏季	61	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 注4 (非監査業務の内容) 時価の算定に関する会計基準の適用に係る助言業務

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等はこれらの合計額を記載しております。
- 当社及び子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は73百万円であります。
- 監査役会は、前事業年度における会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画等の内容及び報酬額の見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が適切と判断される場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保する体制

内部統制システムの構築に関する基本方針

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営の基本理念にたち、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、行動憲章において「コンプライアンスを徹底し、誠実・公正に業務を遂行すること」を定めます。
- (2) 取締役会が定めた行動憲章について、取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを徹底します。
- (3) 取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの重要性を役職員に周知するとともに、コンプライアンスの徹底を図ります。
- (4) 取締役会は、その時々を経営環境を踏まえたコンプライアンスに関する重点実施項目として事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員はこれを実践します。
- (5) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善措置等を協議・検討します。
- (6) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の整備を行います。また、全部店は、コンプライアンス責任者のもと、コンプライアンスの実践及び研修を行います。
- (7) 取締役会は、コンプライアンスの実践状況及び運営上の問題点等について定期的又は必要に応じて随時、提言・報告を受け、経営施策に反映します。
- (8) 取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、法令等遵守態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

- (9) 役職員の法令違反等の早期発見及び未然防止を行うため、内部通報（コンプライアンス・ホットライン等）及び通報者保護の措置を講じます。
- (10) 反社会的勢力に対しては、適切かつ毅然とした対応で臨み、関係遮断を徹底します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会等の議事録及び関連資料等、重要な文書については、社内規定に基づき、適切に保存・管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、当社及び当社の関連会社（以下、「当社グループ」という）の業務において発生するリスクについて、以下のリスク区分を設定し、当該リスクを適切に管理するため「リスク管理方針」を定めます。
 - A. 信用リスク
 - B. 市場リスク
 - C. 流動性リスク
 - D. オペレーショナル・リスク
- (2) 取締役会が定めたリスク管理方針に則り、リスク区分毎のリスク管理規程において、リスクに関する管理体制、管理方法を定め、リスク区分毎に設置した統括管理部署及び所管部署が、担当するリスクを網羅的に管理し、統合的リスク管理部署が、それらの各種リスクを統合的に管理します。
- (3) ALM委員会を設置し、全体のバランスシート（含むオフバランス）を総合調整することにより、リスクを許容範囲内に制御し、収益性の向上に努めます。

- (4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク状況について定期的又は必要に応じて随時、報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させます。
- (5) 取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、リスク管理態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中期経営計画を策定し、その主旨、基本戦略及び主要施策等について役職員に周知するとともに、中期経営計画に基づき半期毎の業務計画を策定します。業務計画の策定にあたり、戦略目標として、計量計画の設定、各業務区分への効率的な資本配賦及び効率的な経営資源の配分を行います。
- (2) 取締役会は、中期経営計画及び業務計画の進捗状況等について、定期的に報告を受けるほか、必要に応じて計画達成に向けた具体的施策を決定します。
- (3) 取締役会の下部組織として役付取締役及び常勤監査役で構成される常務会において、経営に関する重要事項について協議するとともに、業務全般の統制・管理を行います。
- (4) 取締役会決議に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限基準において業務分掌・権限等を定め、これらに基づき各業務執行部署が適切に業務を遂行することにより、取締役の職務執行の効率化を図ります

5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社関連会社の経営・統制全般に係る統括部署を設置し、関連会社の経営状況の定期的な把握及びコンプライアンスの実践状況、リスク管理

状況等、業務運営全般に関するモニタリング等を行うとともにこれらについて統括部署より適時適切に報告を受けます。

- (2) 取締役会は、当社の企業集団における業務の適正の確保を図るため「関連会社運営規程」を定め、関連会社の自主・独立性を尊重しつつ、関連会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢等に関する基本方針と遵守事項を明確にします。また、関連会社の経営や業務上の重要事項については、統括部署が窓口となり、当社内で事前協議する体制を確保します。
- (3) 当社は、関連会社との間において、定期的に諸会議を開催し業務運営全般に関する意思の疎通と連携強化を図ります。
- (4) 取締役会は、内部監査部署から、関連会社に対する監査結果について適時適切に報告を受けます。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、直ちに対応します。その際には、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、監査役の指示の実効性を確保します。

7 監査役に報告をするための体制

役職員は、監査役に対し、法令及び社内規程に定めのある事項の他、以下の事項等について報告を行います。

- (1) 当社グループの業務・業績に影響を与える重要な事項
- (2) 当社グループの役職員による法令又は定款に違反

した事項、また、それらが発生する恐れがあると
考えられる事項

- (3) 主要な会議及び委員会の議事録
 - (4) 取締役が決裁した重要な稟議書及び取締役に報告された重要な報告書
 - (5) 関連会社の業務執行状況等に関する事項
 - (6) 内部監査の実施状況及びその結果
- 上記(1)から(6)のうち、関連会社に関する事項について、関連会社の役職員から、当社統括部署を通じて、当社の監査役へ報告する体制を適切に確保します。
- また、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役員に周知徹底します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員は、監査役会規程及び監査役監査基準を尊重し、また、代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題等についての意思疎通を図ります。
- (2) 監査役が職務の執行上必要と認める費用について当社に対し請求をしたときは、適切に対応します。

⑨ 本基本方針は、取締役会にて、原則として年1回又は必要に応じて随時、見直しを行います。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するため、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき内部統制を整備し運用しております。

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

取締役で構成する取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役が業務執行状況やリスク状況の報告等を行いました。また役付取締役にて構成する常務会を14回開催し、経営に関する重要事項について協議するとともに業務全般の統制・管理を行いました。

(2) リスク管理態勢

リスク管理に関する取組方針や組織体制等を定めたリスク管理方針や、リスク区分毎の管理手続き等を定めた各種リスク管理規程等に基づき、担当取締役が四半期毎にリスク状況を取締役に報告いたしました。

(3) コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重点実施項目「コンプライアンス・プログラム」を取締役に策定し、役職員はこれを実践いたしました。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会では、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善策等を協議・検討いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社グループにおける経営課題の把握や業務の適正を確保するため、担当取締役が四半期毎にグループ会社の業務執行状況やリスク状況を取締役に報告いたしました。

(5) 監査役の職務執行

監査役は取締役会や常務会等に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また監査役は、会計監査人や内部監査部門、コンプライアンス統括部門、グループ会社の取締役・監査役等と定期的に情報交換や意見交換を行うことにより監査の実効性を高めております。

取締役会の実効性に関する評価

(1) 実効性のある取締役会に向けた取り組み

当社では、経営陣の責任をより一層明確にするために、取締役の任期を1年としております。

2018年には、取締役の指名や報酬等の重要な事項の決定に対する客観性と説明責任を強化するために、独立社外役員を過半数とする経営諮問会議を設置しております。

(2) 取締役会全体の実効性の評価結果の概要

当社では、取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価等を踏まえ、毎年分析・評価を行うこととしており、2020年5月の取締役会において取締役会全体の実効性の分析評価を実施いたしました。

その結果の概要は以下のとおりです。

- ・ 付議、報告基準を見直し、経営の基本的問題の議論を行うための時間の確保を図るべきである。
- ・ 資料の簡素化や要点を絞った資料作成を徹底するべきである。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,494,152	預金	5,543,107
現金	62,536	当座預金	383,784
預け金	1,431,616	普通預金	3,156,123
コーロローン	1,439	貯蓄預金	46,744
買入金銭債権	2,900	通知預金	11,773
商品有価証券	288	定期預金	1,842,957
商品国債	174	その他の預金	101,725
商品地方債	114	譲渡性預金	68,917
金銭の信託	4,983	コールマネー	16,052
有価証券	1,422,365	売現先勘定	53,270
国債	90,765	債券貸借取引受入担保金	123,033
地方債	472,229	借入金	1,170,107
社債	376,270	借入金	1,170,107
株式	127,912	外国為替	528
その他の証券	355,187	売渡外国為替	462
貸出金	4,320,709	未払外国為替	66
割引手形	9,404	信託勘定借	1,219
手形貸付	117,258	その他負債	27,760
証書貸付	3,827,163	未決済為替借	976
当座貸越	366,883	未払法人税等	2,414
外国為替	5,806	未払費用	1,818
外国他店預け	4,396	前受収益	1,212
買入外国為替	889	金融派生商品	4,614
取立外国為替	521	金融商品等受入担保金	2,425
その他資産	52,503	リース債務	836
未決済為替貸	670	資産除去債務	168
前払費用	343	その他の負債	13,294
未収収益	4,258	賞与引当金	1,427
先物取引差入証拠金	191	退職給付引当金	1,741
金融派生商品	4,290	睡眠預金払戻損失引当金	218
その他の資産	42,749	ポイント引当金	737
有形固定資産	29,901	繰延税金負債	16,739
建物	9,811	再評価に係る繰延税金負債	2,150
土地	17,183	支払承諾	16,324
リース資産	830	負債の部合計	7,043,337
建設仮勘定	141	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,935	資本金	46,773
無形固定資産	5,297	資本剰余金	36,034
ソフトウェア	4,461	資本準備金	36,034
その他の無形固定資産	836	利益剰余金	156,681
前払年金費用	9,624	利益準備金	13,536
支払承諾見返	16,324	その他利益剰余金	143,144
貸倒引当金	△21,188	別途積立金	117,578
		繰越利益剰余金	25,566
		自己株式	△165
		株主資本合計	239,323
		その他有価証券評価差額金	59,538
		繰延ヘッジ損益	235
		土地再評価差額金	2,503
		評価・換算差額等合計	62,276
		新株予約権	171
		純資産の部合計	301,771
資産の部合計	7,345,109	負債及び純資産の部合計	7,345,109

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	金額
経常収益		71,835
資金運用収益	51,298	
貸出金利息	37,027	
有価証券利息配当金	12,495	
コールローン利息	16	
預け金利息	258	
金利スワップ受入利息	1,438	
その他の受入利息	61	
信託報酬	6	
役務取引等収益	12,787	
受入為替手数料	3,431	
その他の役務収益	9,356	
その他業務収益	4,850	
外国為替売買益	501	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	2,695	
貸出金売却益	1,647	
その他経常収益	2,892	
償却債権取立益	2	
株式等売却益	2,393	
金銭の信託運用益	63	
その他の経常収益	432	
経常費用		62,787
資金調達費用	1,577	
預金利息	637	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息	56	
売現先利息	140	
債券貸借取引支払利息	282	
借入金利息	448	
金利スワップ支払利息	0	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	6,917	
支払為替手数料	641	
その他の役務費用	6,276	
その他業務費用	1,309	
国債等債券売却損	1,141	
国債等債券償却	0	
金融派生商品費用	167	
営業経費	44,844	
その他経常費用	8,138	
貸倒引当金繰入額	7,044	
貸出金償却	1	
株式等売却損	485	
株式等償却	120	
その他の経常費用	486	
経常利益		9,048
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		183
固定資産処分損	129	
減損損失	53	
税引前当期純利益		8,864
法人税、住民税及び事業税	3,758	
法人税等調整額	△1,650	
法人税等合計		2,107
当期純利益		6,757

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,495,768	預金	5,527,855
コールローン及び買入手形	1,439	譲渡性預金	57,417
買入金銭債権	2,900	コールマネー及び売渡手形	16,052
商品有価証券	288	売現先勘定	53,270
金銭の信託	4,983	債券貸借取引受入担保金	123,033
有価証券	1,430,559	借入金	1,233,217
貸出金	4,296,925	外国為替	528
外国為替	5,806	信託勘定借	1,219
リース債権及びリース投資資産	82,627	その他負債	68,186
その他資産	90,502	賞与引当金	1,701
有形固定資産	33,060	退職給付に係る負債	967
建物	10,607	役員退職慰労引当金	37
土地	17,429	睡眠預金払戻損失引当金	218
リース資産	84	ポイント引当金	865
建設仮勘定	141	特別法上の引当金	0
その他の有形固定資産	4,798	繰延税金負債	17,032
無形固定資産	5,297	再評価に係る繰延税金負債	2,150
ソフトウェア	4,142	支払承諾	16,324
リース資産	158	負債の部合計	7,120,082
その他の無形固定資産	996	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	9,090	資本金	46,773
繰延税金資産	1,795	資本剰余金	37,834
支払承諾見返	16,324	利益剰余金	169,754
貸倒引当金	△26,576	自己株式	△165
投資損失引当金	△15	株主資本合計	254,196
		その他有価証券評価差額金	60,056
		繰延ヘッジ損益	235
		土地再評価差額金	2,503
		退職給付に係る調整累計額	638
		その他の包括利益累計額合計	63,433
		新株予約権	171
		非支配株主持分	12,894
		純資産の部合計	330,696
資産の部合計	7,450,778	負債及び純資産の部合計	7,450,778

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		116,425
資金運用収益	51,310	
貸出金利息	36,992	
有価証券利息配当金	12,541	
コールローン利息及び買入手形利息	16	
預け金利息	258	
その他の受入利息	1,500	
信託報酬	6	
役務取引等収益	15,417	
その他業務収益	5,471	
その他経常収益	44,220	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	44,217	
経常費用		104,415
資金調達費用	1,741	
預金利息	636	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息及び売渡手形利息	56	
売現先利息	140	
債券貸借取引支払利息	282	
借入金利息	614	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	6,451	
その他業務費用	1,309	
営業経費	47,659	
その他経常費用	47,252	
貸倒引当金繰入額	7,468	
その他の経常費用	39,784	
経常利益		12,010
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		184
固定資産処分損	130	
減損損失	53	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		11,825
法人税、住民税及び事業税	4,750	
法人税等調整額	△1,635	
法人税等合計		3,115
当期純利益		8,710
非支配株主に帰属する当期純利益		699
親会社株主に帰属する当期純利益		8,011

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社大垣共立銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢 次[Ⓢ]

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 宏 季[Ⓢ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大垣共立銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社大垣共立銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢 次[Ⓔ]

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 宏 季[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大垣共立銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大垣共立銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第209期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社大垣共立銀行 監査役会

常勤監査役	早 崎	進	印
常勤監査役	所	竜 二	印
社外監査役	菊 池	恒 雄	印
社外監査役	佐 伯	卓	印

株主総会 会場ご案内図

開催日時 **2021年6月22日(火曜日)午前10時**

開催場所 **大垣フォーラムホテル 3階 雲海の間** 岐阜県大垣市万石2丁目31番地
TEL 0584-81-4171



交通案内

J 名神高速道路「大垣IC」から車で約20分
R 「大垣駅」から車で約10分
東海道新幹線「岐阜羽島駅」から車で約20分
名神高速道路「岐阜羽島IC」から車で約20分

車でご来場の株主様へ

- ・車でご来場の株主様は、時間に余裕を持ってお越しください。
- ・会場駐車場および会場周辺駐車場を設けておりますが、台数に限りがありますのであらかじめご了承ください。

大垣駅からのシャトルバスの運行は取り止めとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

OKB 大垣共立銀行

岐阜県大垣市郭町3-98
TEL 0584-74-2111
FAX 0584-74-2512
<https://www.okb.co.jp>

**UD
FONT**

